

青森県報

第二千二百六十五号

平成十五年
十二月十五日
(月曜日)

目次

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

告 示

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律による指定認証機関に認証業務の実施に関する事務を行わせることとした日……………(情報政策課) ……一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……二

右 同……………(同) ……二

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……六

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……七

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表……………(事 務 局) ……七

規

則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、平成十五年十二月十九日から施行する。

告

示

青森県告示第七百八十八号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第一百五十三号)第三十四条第一項の規定により、次のとおり指定認証機関に認証業務の実施に関する事務を行わせることとしたので、同法第三十八条第一項の規定により公示する。

平成十五年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定認証機関の名称

財団法人自治体衛星通信機構

二 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門五丁目一二の一

三 認証業務の実施に関する事務を行わせることとした日

平成十五年十二月四日

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変更年月日
(仮称)県民生協三内店 青森市大字三内字丸山一の一の七	県民生協あやめ館 青森市大字三内字丸山一の一の七	平成 一五・二・一五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県民生活協同組合
青森市大字羽白字沢田三〇一の一
理事長 井筒智義

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
	株式会社翁屋 青森市南佃一八の一五 代表取締役 斎藤巳千郎	平成 一五・二・一五
	三浦眞理子 青森市千刈一丁目二一の二〇	

四 届出年月日

平成十五年十一月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十五年十二月十五日から平成十六年四月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前城東タウンプラザ

- 二 弘前市城東第五地区土地区画整理地区内六一街区一区画外
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
北海道リーシングシステム株式会社
北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一
代表取締役 堀澤勝己
- 三 変更しようとする事項

大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	変更前		変更後		年月日 平成 一五・三・五
		開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻	
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前九時	午後九時	午前九時	午後九時	平成 一五・三・五
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午後九時	午後九時	午後九時	午後九時	平成 一五・三・五

四 届出年月日

平成十五年十一月二十五日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年十二月十五日から平成十六年四月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース堅田店

弘前市大字青山二丁目二三の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	変更前		変更後		年月日 平成 一五・三・五
		開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻	
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前九時	午後九時	午前九時	午後九時	平成 一五・三・五
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午後九時	午後九時	午後九時	午後九時	平成 一五・三・五

来客が駐車
場を利用す
ることがで
きる時間帯

午前九時三十分(日
祝祭日午前八時三十
分)から午後九時十
五分まで

午前八時三十分から
午後十一時十五分ま
で

四 届出年月日

平成十五年十一月二十五日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年十二月十五日から平成十六年四月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法

第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース南大町店

弘前市大字南大町二丁目一〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一 外二者

四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 日
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗の営業方法に関する事項	平成十五年十二月二十五日
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗の営業方法に関する事項	平成十五年十二月二十五日

五 届出年月日

平成十五年十一月二十五日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年十二月十五日から平成十六年四月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース十和田東一番町店

十和田市東一番町一の六〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一 外四者

四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	年 月 日 更
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	平成 二五・二・五
大規模小売店舗の営業時間	午前九時三十分(日祝祭日)から午後八時三十分(日祝祭日)まで	午前九時三十分(日祝祭日)から午後八時三十分(日祝祭日)まで	
大規模小売店舗の営業時間	午前九時三十分(日祝祭日)から午後九時三十分(日祝祭日)まで	午前九時三十分(日祝祭日)から午後九時三十分(日祝祭日)まで	

五 届出年月日

平成十五年十一月二十五日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十五年十二月十五日から平成十六年四月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース十和田穂並町店

十和田市穂並町六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社みま

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一 外一者

四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	年 月 日 更
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時（日祝祭日午前九時） 閉店時刻 午後九時	平成 一五・一三・一五
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時（日祝祭日午前九時） 閉店時刻 午後十一時	
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時三十分（日祝祭日午前八時三十分） 閉店時刻 午後九時三十分	
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時三十分（日祝祭日午前八時三十分） 閉店時刻 午後九時三十分	

五 届出年月日

平成十五年十一月二十五日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十五年十二月十五日から平成十六年四月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (一) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載する。



開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第五号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（丁区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南佃三九の一及び四〇の一	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南佃四六の一 成田 悟

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成15年11月6日付け青監査第97号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年12月15日

青森県監査委員

片 谷 稔
橋 本 敏 子
同 西 谷 洌
同 清 水 悦 郎

監査箇所名	監査結果	措置の内容
財政課	支給金において、精算誤り及び貸付金の誤り、簿記の作成が適正でないものがある。	支給金額誤り、精算誤り分については追給・返納済みである。今後とも、復命書の作成について十分注意するとともに、適正な財務事務の執行に努めることとする。
防災消防課	積立金において、会計年度区分が誤っているものがある。	土地開発基金から歳入現金に繰り替えて運用していた一部を支出基金へ繰り戻すのを平成15年5月に行っていたものであり、今後は、適正な財務事務の執行に努めることとする。
文化観光推進課	賃金、旅費並びに使用料及び賃借料が誤っているものがある。	適正な金額に是正し、追給等所要の手続を行ったが、事務処理に遅延がな漏れよう職員の連携を図ることとした。
監理課	工事請負費において、建設費に不備なものがある。	平成14年12月から契約約款に追加し、施行している。
港湾空港課	未利用財産の解消に努めること。	未利用財産の全筆現況調査を実施し、売却または貸付可能な財産については、今後とも隣接者との交渉を継続し処分の促進を図っていく。
建築住宅課	収入未済の解消に努めること。	粘り強く納付交渉を行うとともに、一部の債権については、債務者の破産廃止から、免責を受けよう収入未済の圧縮を図ることとする。
	未利用財産の解消に努めること。	今年度、県土整備部内に設置された「県有地販売促進検討委員会」が検討した港湾関連用地の販売促進方針に基づき、積極的に未利用財産の解消に努める。
	収入未済の解消に	収入未済解消には、鋭意努力し

今後、事務処理に遺漏のないよう
万全を期することとした。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭